

長生村交流センター使用料

| 料金区分 部屋の名称 | 半日※1 | 1日※2 | 夜間※3 (2時間当たり) |
|---------------|--------|--------|------------------|
| 第1会議室 | 450円 | 900円 | 450円 |
| 防音室 | 750円 | 1,500円 | 750円 |
| 研修室 | 750円 | 1,500円 | 750円 |
| 和室 | 300円 | 600円 | 300円 |
| 第2会議室 | 750円 | 1,500円 | 750円 |
| ダンスルーム | 600円 | 1,200円 | 600円 |
| 学習室 | 無料 | 無料 | 無料 |
| 講堂 | 1,800円 | 3,600円 | 1,800円 |
| 第3会議室1室 | 450円 | 900円 | 450円 |
| 第3会議室2室 | 900円 | 1,800円 | 900円 |
| 第3会議室3室 | 1,350円 | 2,700円 | 1,350円 |
| ふれあいルーム | 無料 | 無料 | 無料 |
| 子育てルーム | 村民無料※7 | 村民無料※7 | 貸出しなし |

※1 半日は、9:00～12:30または13:00～16:30まで

※2 1日は、9:00～16:30まで

※3 夜間は、17:00～21:00まで（貸出しは2時間単位）

※4 村民以外の方、団体の使用料は、この表の2倍

※5 営利目的に使用する場合の使用料は、この表の5倍

※6 村民以外の方、団体が営利目的に使用する場合の使用料は、この表の10倍

※7 子育てルームを村民以外の方が使用する場合は、半日100円、1日200円
ただし、保護責任者1名につき、小学校就学前の者1名は無料とします。

※8 超過使用料は、長生村行政財産等使用料条例に基づき算定した額を徴収します。

※9 虚偽の申告等により使用料の徴収を免れた場合は、5万円の過料が発生します。

長生村教育委員会